

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人東京農工大学(法人番号1012405001281)の役職員の報酬・給与等について(令和6年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

本学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、国家公務員のほか、人数規模が同規模（本学常勤教職員約600人）である民間企業の役員報酬を参考にした。

(1) 事務次官年間報酬額 : 23,235千円
 (2) 民間企業役員の年間報酬 : 29,096千円

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

期末特別手当について、その者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長	本学役員報酬規程に則り、俸給及び諸手当（地域手当、通勤手当、期末特別手当）としている。期末特別手当については、基準額（給与+地域手当+加算額）に100分の170（12月期においては100分の171.6）を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とし、その者の業績に応じ、経営協議会の議を経て100分の10の範囲内で増減することができることとしている。
理事	同上
理事(非常勤)	本学役員報酬規程に則り、その勤務状況等を考慮して経営協議会の議を経て俸給月額を決定することとしている。
監事	法人の長と同じ
監事(非常勤)	本学役員報酬規程に則り、その勤務状況等を考慮して経営協議会の議を経て俸給月額を決定することとしている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,911	千円 11,741	千円 5,420	千円 1,749 (地域手当)			※
A理事	千円 16,106	千円 9,943	千円 4,591	千円 1,481 (地域手当) 85 (通勤手当)	4月1日		※
B理事	千円 16,342	千円 9,943	千円 4,591	千円 1,481 (地域手当) 326 (通勤手当)			※
C理事	千円 14,346	千円 8,588	千円 3,994	千円 1,364 (地域手当) 400 (通勤手当)			◇
D理事 (非常勤)	千円 4,800	千円 4,800	千円	千円 ()			
E理事 (非常勤)	千円 4,800	千円 4,800	千円	千円 ()			
A監事	千円 6,190	千円 5,031	千円 1,202	千円 748 (地域手当) 309 (通勤手当)	9月1日		
B監事 (非常勤)	千円 1,250	千円 1,250	千円	千円 ()		8月31日	
C監事 (非常勤)	千円 1,250	千円 1,250	千円	千円 ()		8月31日	
D監事 (非常勤)	千円 1,750	千円 1,750	千円	千円 ()	9月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

本学は、基本理念である「MORE SENSE」（使命志向型教育研究—美しい地球持続のための全学的努力）に基づき、学長のリーダーシップの下で、科学を基盤に人の価値を知的 に社会的に最大に高める世界第一線の研究大学を目指している。

そうした中で、本学の学長は、職員数約600人の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を総督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬（29,096千円）や事務次官の年間給与額（23,235千円）と比べてそれ以下となっている。

また、本学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性や職責の重さは上記のとおり法人化移行前と同等以上であるといえる。

こうした職務内容の特性や職責の重さ、民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

本学の理事は、学長を補佐して各担当業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う重責を担っている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬（29,096千円）や事務次官の年間給与額（23,235千円）と比べてそれ以下となっている。

また、本学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性や職責の重さは上記のとおり法人化移行前と同等以上であるといえる。

こうした職務内容の特性や職責の重さ、民間企業等の比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

本学の理事（非常勤）は、法務担当及び事業推進担当として、学長を補佐して担当業務を掌理する重責を担っている。

理事（非常勤）の報酬月額は、理事（常勤）の報酬月額及び勤務状況等を考慮して決定しているが、理事（非常勤）の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬（29,096千円）と比べてそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や職責の重さ、民間企業との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

本学の監事（常勤）は、法人の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて学長又は文部科学大臣に意見を提出する重責を担っている。

監事（常勤）の報酬月額は、理事（常勤）の報酬月額を考慮して決定しているが、年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬（29,096千円）と比べてそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や職責の重さ、民間企業との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

本学の監事（非常勤）は、法人の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて学長又は文部科学大臣に意見を提出する重責を担っている。

監事（非常勤）の報酬月額は、理事（常勤）の報酬月額及び勤務状況等を考慮して決定しているが、監事（非常勤）の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬（29,096千円）と比べてそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や職責の重さ、民間企業との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事	千円 該当者なし	年	月			
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事	千円 該当者なし	年	月			
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末勤勉手当について、その者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

本学職員の給与水準を検討するにあたって、国家公務員のほか、令和5年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別（本学常勤職員約600人）・職種別平均支給額を参考にした。

（1）国家公務員：令和6年度において、国家公務員のうち行政職俸給表（一）の平均給与月額 は 405,378円となっている。

（2）職種別民間給与実態調査において、本学と同等の規模の事務係長の4月の平均支給額は 506,590円となっている。

上記（1）（2）に対応する本学職員の平均給与月額は334,770円となっている

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、本学の人事評価制度による評価の結果等を考慮している。

③ 給与制度の内容

本学職員給与規程に則り、俸給及び諸手当（俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、入試手当及び学位論文審査手当）としている。

期末手当については、基準額（俸給+俸給の調整額+扶養手当+地域手当+広域移動手当+役職段階別加算額+仮職加算額）に100分の122.5（12月期においては100分の124.1）を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、基準額（俸給+俸給の調整額+地域手当+広域移動手当+役職段階別加算額+管理職加算額）に本学勤勉手当支給要項に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

一般職給与法が適用される国家公務員の給与改定を踏まえ、当該改定に準じて、12月1日から、全俸給表の見直しを行った。

また、12月期の期末手当、勤勉手当の支給率について、0.016箇月分の引き上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況(年俸制適用者以外の職員)

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 363	歳 49.9	千円 8,559	千円 6,175	千円 101	千円 2,384
事務・技術	人 181	歳 45.5	千円 6,788	千円 4,975	千円 111	千円 1,813
教育職種 (大学教員)	人 179	歳 54.3	千円 10,400	千円 7,422	千円 92	千円 2,978
技能・労務職種	人 3	歳 50.5	千円 5,474	千円 4,037	千円 85	千円 1,437

非常勤職員	人 36	歳 42.3	千円 4,938	千円 3,564	千円 87	千円 1,374
事務・技術	人 12	歳 50.4	千円 4,699	千円 3,363	千円 117	千円 1,336
教育職種 (大学教員)	人 13	歳 39.6	千円 5,770	千円 4,166	千円 70	千円 1,604
その他事務・技術	人 11	歳 36.7	千円 4,217	千円 3,074	千円 75	千円 1,143

注1:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、非常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、在外職員、任期付職員及び再雇用職員については、該当者がいないため省略。

注2:「技能・労務職種」とは、林業作業等の技能的業務に従事する職員を示す。

注3:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

① 職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 157	歳 45.8	千円 9,774	千円 7,460	千円 96	千円 2,314
教育職種 (大学教員)	人 157	歳 45.8	千円 9,774	千円 7,460	千円 96	千円 2,314

非常勤職員	人 57	歳 43.1	千円 6,800	千円 6,800	千円 81	千円 0
教育職種(大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他教育職種	人 51	歳 41.8	千円 6,911	千円 6,911	千円 64	千円 0
その他事務・技術	人 6	歳 53.7	千円 5,855	千円 5,855	千円 223	千円 0
その他URA(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円

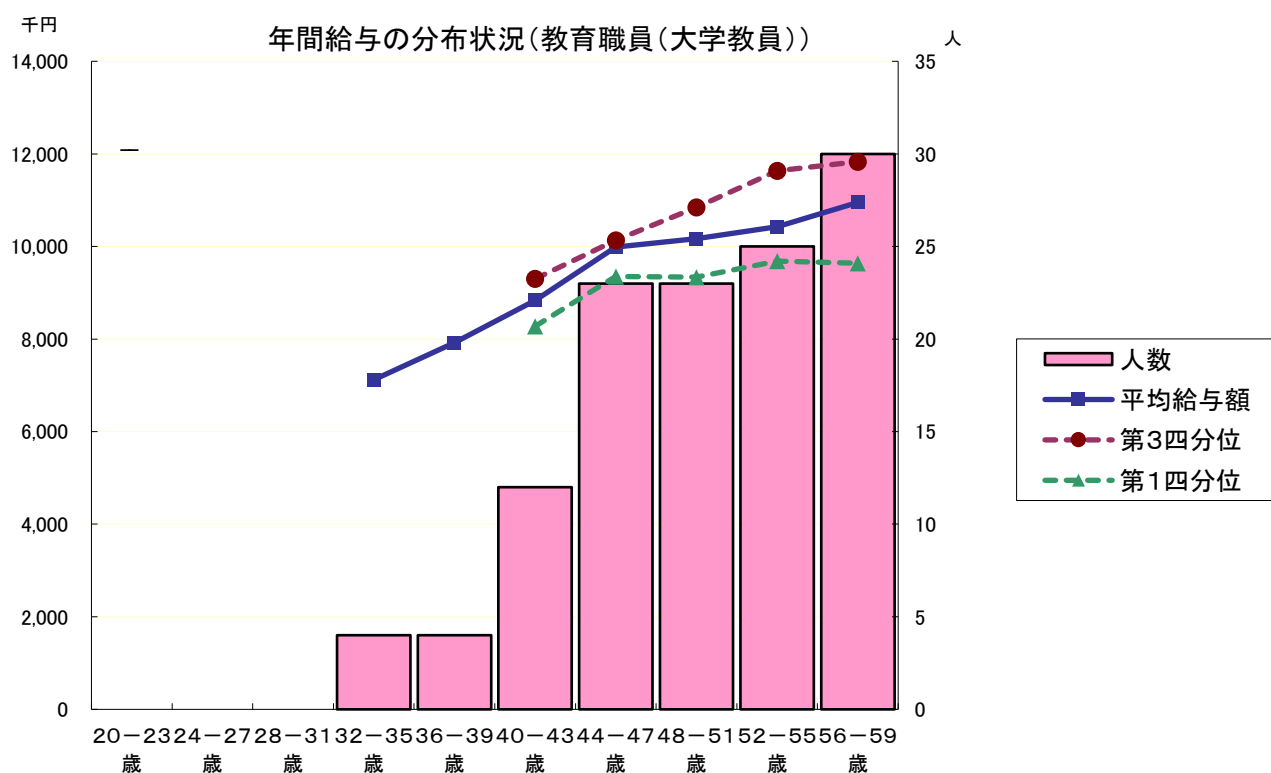
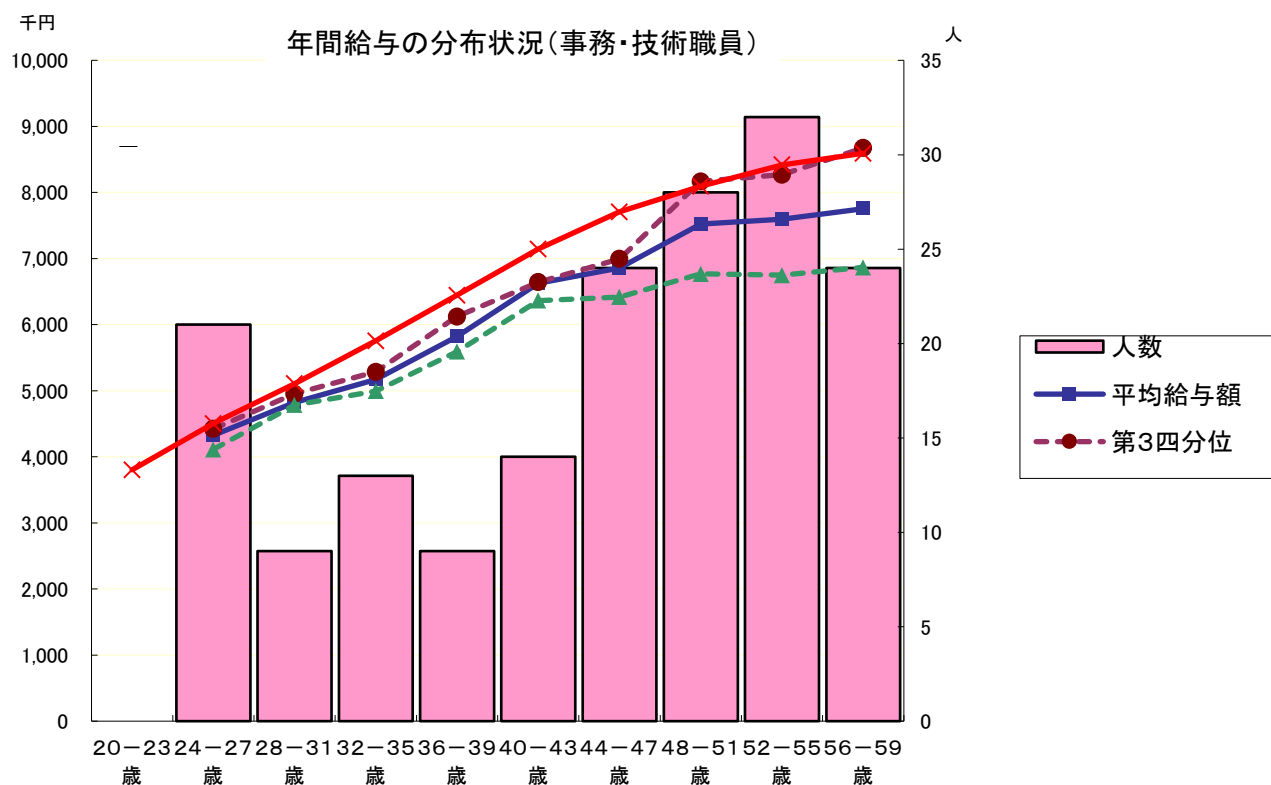
注1:非常勤職員教育職種(大学教員)およびその他URA(年俸制)については、該当者が少数のため当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、区分以外は記載せず、非常勤職員全体の数値からも除外している。

注2:その他教育職種(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制の特任教員等を示す。

注3:その他事務・技術(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制の職員等を示す。

注4:その他URA(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制の職員等を示す。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年俸制適用者を含まない。以下、④まで同じ。

注3:教育職員(大学教員)の32-35歳、36-39歳の階層は4名以下のため、第1・第3分位は非表示とした。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
事務局長				
部長	6	53.5	9,119	9,278～8,782
課長	12	54.4	8,927	9,893～8,281
室長・副課長	31	53.4	8,157	8,900～7,340
係長	75	48.1	6,711	7,587～5,169
主任	18	44.1	5,707	7,023～4,804
係員	38	30.1	4,640	5,773～4,010

注:事務局長は1名のため当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから記載しない。

(大学教員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	84	58.4	11,587	14,300～9,488
准教授	71	51.8	9,642	11,247～8,276
講師	9	46.9	8,453	9,011～7,256
助教	15	47.4	7,411	7,939～6771

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.6	% 54.8	% 54.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.4	% 45.2	% 45.3
	最高～最低	% 50.3～41.3	% 50.3～42.8	% 48.2～42.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.6	% 54.5	% 54.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.4	% 45.5	% 45.5
	最高～最低	% 53.5～42.2	% 56.4～40.9	% 55.0～42.1

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 53.5	% 53.5	% 53.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 46.5	% 46.5	% 46.5
	最高～最低	% 56.1～43.2	% 56.0～43.3	% 56.0～43.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 55.2	% 55.2	% 55.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.8	% 44.8	% 44.8
	最高～最低	% 53.7～42.4	% 53.5～28.7	% 53.5～37.5

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 91.3 ・年齢・地域勘案 92.5 ・年齢・学歴勘案 90.4 ・年齢・地域・学歴勘案 92.5 (参考) 対他法人 105.9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49% 国からの財政支出額: 7,792,000千円、支出予算の総額: 15,959,000千円(令和6年度予算) 【検証結果】本学の対国家公務員指数及び参考指数(地域勘案、学歴勘案及び地域・学歴間案)は全て100未満であることから、給与水準は適切であると考えられる。 (文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 104.1

(注) 上記比較指数は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和6年度
教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(扶養親族がいらない場合)

事務・技術職員

○22歳(大卒初任給)

月額220,000円 年間給与3,634,000円

○35歳(係長)

月額291,100円 年間給与2,606,000円

○50歳(室長・副課長)

月額372,000円 年間給与7,900,000円

教育職員

○27歳(博士修了初任給)

月額323,600円 年間給与5,346,000円

○35歳(准教授)

月額411,900円 年間給与8,039,000円

○50歳(教授)

月額513,500円 年間給与10,156,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者3,000円(教授は支給しない)、子一人につき11,500円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、本学の人事評価制度による評価の結果等を考慮している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,162,504	千円 5,308,516	千円 5,389,396	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 319,677	千円 359,108	千円 396,120	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,511,022	千円 1,633,459	千円 1,597,483	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,003,726	千円 1,081,575	千円 1,032,225	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,996,929	千円 8,382,658	千円 8,415,224	千円	千円	千円

注：中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額は、前年度比1.6%増となっているが、これは給与支給人数が前年度比1.2%増加したことによるものと考えられる。

退職手当支給額は前年度比11.6%増となっている。これは退職手当支給人数が前年度比で50%増加したことによるものと考えられる。

なお、優れた研究業績を有する教授、若手教員及び学内施設教員を対象とする年俸制給与制度を導入し、令和6年度末までに48名の教育職員に適用しているところである。この年俸制適用者の給与には退職手当相当分が含まれているため、給与、報酬等支給総額にはこの年俸制適用者の退職金相当分が含まれている。

また、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）に基づき、平成30年1月15日から以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、支給水準の引下げを実施した。
- ・役員に関する講じた措置の概要：退職手当基本額の調整率を10.875/100 から10.4625/100に引き下げた。
- ・職員に関する講じた措置の概要：退職手当基本額の調整率を87/100 から83.7/100 に引き下げた。

なお、規則改正にあたり、必要な会議に付議するなど所要の手続きを経る必要があったことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期（平成30年1月1日）と異なる取扱いとした。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

職員の定年年齢は65歳である。教育職員については、すでに65歳になっているが、事務・技術職員については、令和5年4月1日から定年年齢が65歳となり、令和13年3月31日までの間に段階的に引上げを行うこととなった。

なお、管理監督職の事務・技術職員は60歳年度の翌年度の4月1日から非管理監督職に役降りする制度を設けているほか、基本給については7割水準とすることとした。

Ⅴ その他

特になし